

平成 21 年度
事 業 計 画 書

財団法人 前川報恩会

I. 基本方針

当財団は、株式会社前川製作所の創設者である故前川喜作が私財 2 億円を基金として拠出し、昭和 42 年 12 月に設立されました。その後、前川正雄が先代の意思を受け継いで当財団の理事長となり、基本金約 37 億円より生じた果実を助成の原資として学術振興および社会福祉の充実を目的とする助成事業を毎年継続的に行ってきました。

昨年 12 月 1 日より新公益法人制度がスタートしたことを受け、当財団としてはその趣旨を十分に理解したうえで、公益財団法人の許認可申請に向け着々と準備を進めているところでございます。

このような流れの中、今年度はこれまで行ってきた助成事業をよりいっそう豊かにすべく、以下のような具体的事業計画に基づいて事業を推進させてまいります。

II. 事業計画

1. 寄付行為第 4 条 1 号にかかる助成事業

(1) 助成対象者

広く自然科学の研究に従事する者で、①とりわけ福祉につながる自然科学の発展、特に環境・エネルギー・食糧問題等の研究に従事する者、及び②環境・社会・組織・人それぞれの相互不調和に起因するとみられる社会的病理の解明に寄与することを目的とする研究に従事する者を対象とする。

なお、選考に当たっては、上記内容について直接的な関連性の認められる研究に従事する者のほか、それが認められなくともより大きな社会的貢献に繋がると考えられる研究に従事する者についても広く助成対象者として、公募を行う。

(2) 助成金額

総額 2,500 万円以内とする。

(3) 募集方法

本年度中に開設予定の当財団ホームページにおいて応募を受け付けるほか、公益財団法人協会の共同サイト及び関連雑誌等を通じて応募を受け付けるなど、公平性の担保される方法により広く公募する。

(4) 実施時期

- ・申請受付期間：平成 21 年 4～5 月
- ・選考及び通知：平成 21 年 6 月
- ・助成金交付：平成 21 年 7 月

2. 寄付行為第 4 条 2 号にかかる助成事業

(1) 助成対象者

社会福祉の発展向上のため、①心身に障害のある方々、及び②それらを援護する施

設を対象とする。

なお、選考に当たっては、個人については障害の程度に関わらず、また、施設については規模の大小に関わらず将来的にみて社会福祉の増進によりいっそう貢献すると認められる施設を対象として、公募を行う。

(2) 助成金額

総額 500 万円以内とする。

(3) 募集方法

従来どおり、各自治体からの候補施設の推薦を受け付けるほか、本年度中に開設予定の当財団ホームページ及び、公益財団法人協会の共同サイトや関連雑誌等を通じて応募を受け付けるなど、公平性の担保される方法により広く公募する。

3. 寄付行為第 4 条 3 号にかかる助成事業

該当なし。

(理由)

将来的には当該事業を行う予定であるが、より公益性の高い事業となるように実施方法の詳細について現在調査研究中である。よって、本年度は当該事業を行わない。

4. 寄付行為第 4 条 4 号にかかる助成事業

該当なし。

(理由)

将来的には当該事業を行う予定であるが、より公益性の高い事業となるように実施方法の詳細について現在調査研究中である。よって、本年度は当該事業を行わない。

III. その他

1. 新公益法人制度への対応について

昨年 12 月より新公益法人制度がスタートしたが、冒頭にも述べたとおり、当財団としては、公益財団法人への認定申請に向けて着々と準備を進めているところである。しかし、当該申請にたどり着くまでには、煩雑な事務処理や申請業務をこなさなければならない。そこで、以下のようなスケジュールを策定し、当面の目標である平成 22 年度中の申請を目指して業務を推進していく予定である。

①第一段階（2009 年 2 月～3 月頃）

- ・ ホームページの開設準備。
- ・ 平成 21 年度の事業計画及び予算の作成。
- ・ 定時理事会、評議員会において、公益財団法人への移行を正式に決議。

②第二段階（2009 年 4 月～6 月頃）

- ・ 「移行後最初の評議員の選任方法」を検討・決定。

- ・ ホームページの開設。
- ・ 事業報告の作成、決算書類の準備
- ・ 決算理事会、評議員会において「最初の評議員の選任方法」を正式に決議。

③第三段階（2009年7月～12月頃）

- ・ 文部科学省、厚生労働省に対し、「最初の評議員の選任方法」の認可を申請する。
- ・ 「定款の変更の案」を作成する。
- ・ 臨時理事会、評議員会において、「定款の変更の案」を停止条件付決議。

④第四段階（2010年1月～3月頃）

- ・ 公益認定申請書面を作成し、添付書類を準備。
- ・ 移行後最初の評議員の具体的人選。
- ・ 改選期に向けて新役員、新評議員の具体的人選。
- ・ 定時理事会、評議員会において移行後最初の評議員を停止条件付決議。
- ・ 新役員、新評議員を現行寄附行為の手続に則って選任。
- ・ その他申請に必要な全ての準備が整い次第、許認可申請

2. ホームページの開設について

先に述べたとおり、助成対象先を広く公募によって募集するため、当財団独自のホームページを開設する予定である。

以上